

## 特定不妊治療費助成事業申請書

(松阪市単独事業2回追加用)

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。また、審査に当たり、係員が世帯の住民基本台帳を確認することについて同意します。

	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	( )	年 月 日生 ( 歳)
妻	( )	年 月 日生 ( 歳)
住所(※1)	〒  電話 ( ) 携帯 ( )	
住所(※2)	〒  電話 ( ) 携帯 ( )	
申請額 (自己負担額の1/2) 金 _____ 円		
年 月 日 松阪市長 宛て		
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協  本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座  (ふりがな) 口座名義人 ( )
	口座番号	( 左詰記入)

初回申請時の治療終了日	県への最終申請日
過去に特定不妊治療費助成金を受けた回数 回	過去に松阪市助成回数追加事業で助成を受けた回数 回

注)太枠の中を記入してください。

※1:夫の住所を記入する。

※2:夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

- (添付書類)
1. 県の助成を最後に受けた回の特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し
  2. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関の証明)
  3. 医療機関発行の領収書(原本)
  4. 夫及び妻の住民票。ただし、本市に住所を有する場合は省略可
  5. 戸籍謄本。ただし、本市に住所を有し、法律婚の夫婦であることが確認できる場合又は事実婚の関係にある夫婦で、住民票の続柄が「未届の妻」又は「未届の夫」である場合は省略可
  6. 事実婚関係に関する申立書(事実婚の関係である場合)
  7. 出生した場合の子の認知に関する意向書(事実婚の関係である場合)(任意様式)

(裏)

## 治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説明書

### (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることが出来ます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることが出来ます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

### (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

#### 報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

#### I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

#### II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

---

## 以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、  
1 夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、  
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。  
なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。